

万一の医療事故に備えて

医師賠償責任保険

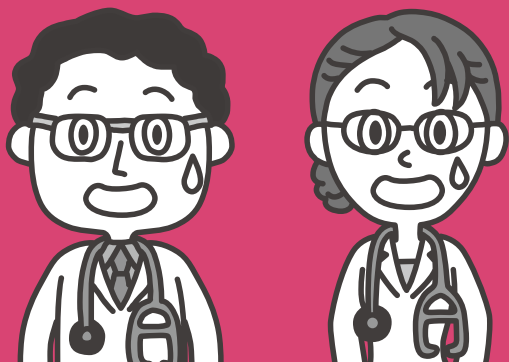
(賠償責任保険普通保険約款
+医師特別約款)

(勤務医向け)

団体割引 **20%** 適用

注意

歯科勤務医師の方は、お手数ですが取扱代理店までご連絡願いますようお願いいたします。



※保険金をお支払いする主な場合、お支払いする保険金、保険金をお支払いしない主な場合については後記「補償の概要等」をご覧ください。

医師賠償責任保険の概要

被保険者(ご加入の先生方)または被保険者の業務の補助者が日本国内で医療業務を遂行するにあたり、職業上相当な注意を用いなかったことに起因して患者の身体に障害(死亡を含みます。)が発生したことに付いて、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。ただし医療上の事故(患者の身体の障害)が保険期間中に発見された場合に限りです。

医師賠償責任保険のPOINT

●医療業務中の事故を補償します

医療業務によって患者の身体に障害(死亡を含みます。)を与えてしまった場合に補償します。

●出張診療中も対象!

出張診療中に起こした医療事故も対象となります。

●指揮・監督責任を問われた場合も補償!

直接指揮監督下にある看護師等が行った医療業務による事故で、その指揮・監督責任を問われた場合も補償します。

●刑事弁護士費用も補償されます

(刑事弁護士費用担保特約条項(医師特別約款用)がセットされています。)詳しくは後記「補償の概要等」をご覧ください。

この保険では、被保険者が負担する次の損害に対して約款の規定に従い保険金をお支払いします。

1 法律上の損害賠償金

法律上の賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金

※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。

2 争訟費用

損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等(訴訟に限らず、調停・示談なども含みます。)

3 損害防止軽減費用

事故^(*)が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続、または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために引受保険会社の同意を得て支出した費用

4 緊急措置費用

事故^(*)が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用

5 協力費用

引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

(*)医療業務の遂行に起因する患者の身体・生命の障害をいいます。

上記1の法律上の損害賠償金については、ご加入された支払限度額を限度に保険金をお支払いします。上記2~5の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払いの対象となります(支払限度額は適用されません)。ただし、上記2の争訟費用については、**1法律上の損害賠償金 > 支払限度額**となる場合に限り、「支払限度額 ÷ 損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。

注 ただし、いかなる場合も病院の責任を肩代わりして保険金をお支払いするものではありません。

保険の対象となる方(被保険者)^{(*)2}の範囲は?

日本大学医学部同窓会会員である勤務医師
日本大学医学部同窓会会員以外の方は、この保険に加入することができません。

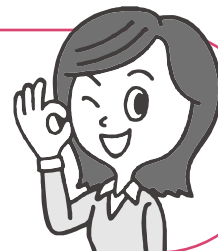
(*)2この保険契約において補償を受けることができる方をいいます。

医師賠償責任保険 支払限度額・保険料表(月払) おすすめ

		Z1(1億)タイプ	Z2(2億)タイプ	Z3(3億)タイプ
補償内容	支払限度額 (補償限度額)	対人 1事故 1億円 保険期間中 3億円 免責金額なし	対人 1事故 2億円 保険期間中 6億円 免責金額なし	対人 1事故 3億円 保険期間中 9億円 免責金額なし
保険料		年齢にかかわらず 3,390円 その差わずか 910円	年齢にかかわらず 4,300円 その差わずか 910円	年齢にかかわらず 5,210円

- 日本医師会A会員の先生は上記タイプにはご加入いただけません。取扱代理店までお問い合わせください。
- 開業医の方はご加入いただけません。取扱代理店までお問い合わせください。

Z1タイプにご加入の方は、保険金の限度額が高く設定されている
Z2タイプ、Z3タイプをご検討ください。
大きな負担もカバーできます。



開業予定の先生方へ

変更の手続きが必要となりますので、ご注意ください。

本保険は医療事故における勤務医師個人としての責任を補償する保険契約です。開業される際は、変更手続き等が必要となりますので、お手数ですが、必ず事前に取扱代理店までご連絡賜りますようお願いいたします。

なお、ご開業後に医療事業の経営主体が変更される(個人→法人(医療法人)、法人→個人)場合には別途契約の再締結が必要となりますので、必ず事前に取扱代理店までご連絡賜りますようお願いいたします。

※開業医向けの保険の対象となる方(被保険者)の範囲には、会員の方が理事長となっている医療法人を含みます。



産業医等活動保険 (医師賠償責任保険任意付帯オプション) (賠償責任保険普通保険約款+嘱託医業務特別約款)

産業医等活動保険の特徴

- 産業医等の活動により、日本国内における医師賠償責任保険では対象外となる医療行為以外の行為(産業医、健康管理医、学校医、保育所等の嘱託医としての業務)の遂行に起因して発生した不測の事故によって、被保険者が負う法律上の損害賠償責任を補償します。
- 被保険者(補償を受けることができる方)は、産業医等活動保険にご加入の先生ご本人です。なお、この保険は日本大学医学部同窓会の医師賠償責任保険に加入していることが加入条件となります。
- 勤務医の方が開業される場合は、契約内容の変更手続きが必要ですので、事前に取扱代理店までご連絡賜りますようお願いいたします。

対象となる活動

法令によって定められた次の職務となります。

- ・産業医
- ・健康管理医
- ・学校医
- ・保育所等の嘱託医

医療業務

YES

医師賠償責任保険

プラス

産業医等活動保険

NO

医師賠償責任保険の対象外
(嘱託医としての業務)

支払限度額と保険料

支払限度額 (補償限度額)	免責金額	お一人あたり 年間保険料
1請求につき 1億円	なし	5,000円 (年払)
保険期間中 3億円	なし	

※日本医師会A会員の先生はご加入いただけません。

産業医等活動保険にご加入を検討の際は別途取扱代理店までご連絡ください。